

介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開（見える化要件）

社会福祉法人 祷友会 理事長 鎌倉克英

介護職員の処遇改善につきましては、これまでも何度かの取り組みが行われてきました。令和8年6月1日より「介護職員等処遇改善加算」が新しい加算制度に変更されました。

<当法人が算定している加算>

介護職員処遇改善加算 IIロ （令和8年6月1日から）

この加算取得のためには、下記の4つの要件を全て満たしている必要があります。

- ① 月額賃金改善要件を満たしていること
- ② キャリアパス要件Ⅰ～Ⅳを満たしていること
- ③ 職場環境等要件を満たしていること

（区分ごとに2以上、生産性向上は3以上の取り組み、見える化）

- ④令和8年度特例要件を満たしていること

訪問・通所サービス等：ケアプランデータ連携システムを利用すること

施設サービス等：生産性向上推進体制下加算ⅠまたはⅡを取得すること

「見える化」要件とは、2020年度からの算定要件で、介護サービスの情報公表制度や自社のホームページを活用して、新加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的取組内容を公表していることです。以上の要件に基づき、当法人における処遇改善に関する具体的な取り組み（賃金以外）につきまして、別紙の通り公表いたします。